

昭和三十九年五月二十六日受領
答 弁 第 七 号

(質問の 七)

内閣衆質四六第七号

昭和三十九年五月二十六日

内閣総理大臣 池 田 勇 人

衆議院議長 船 田 中 殿

衆議院議員石田宥全君提出公害防止と人権擁護に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員石田宥全君提出公害防止と人権擁護に関する質問に対する答弁書

道路工事の人身に対する危険防止については、道路管理者、起業者及び建設業者に常に注意を喚起し、特に、建設施設については設置箇所を報告させ、地元と協議して事故等の防止につとめるよう行政指導してきた。

昭和三十八年、新潟県荒川町地内の一級国道七号線の舗装工事においては、住宅地附近にある舗装用プラントのため、附近住民に迷惑を及ぼしたので、業者は地元と協議を重ねた結果、昭和三十九年四月設備を改良し、設置箇所を移転すること等により、今後の工事については、このような迷惑を及ぼさないよう措置した。

今後アスファルトプラントの設置については、周囲にできるだけ害を及ぼさないような箇所を設置するよう指導監督を強化し、また、既設のプラントを使用する場合も関係建設業者に十分の

注意を払うよう指導したい。

右答弁する。